

第7回 岩手地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和7年3月21日（金） 午前10時00分～午前11時10分

2 場 所

盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）植村委員、郷右近委員、近藤委員、齋藤委員、丸山委員
（労働者代表委員）小菅委員、小林委員、佐々木委員、藤本委員、山田委員
（使用者代表委員）菊池委員、瀬川委員、藤田委員、松川委員、宗形委員
（事務局）栗村局長、加藤労働基準部長、境澤賃金室長、五十嵐賃金室長補佐

4 議 事

- （1）令和6年度岩手地方最低賃金審議会運営上の問題点及び課題について
- （2）令和7年度岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る意向表明について
- （3）令和7年度岩手地方最低賃金審議会の運営について
- （4）その他

5 議事内容

議事に入る前に、事務局から、本日の審議会は定足数を満たしており有効に成立していることが報告された（最低賃金審議会令第5条2項（審議会の成立））。

次に、丸山会長から、議事録署名人に労働者代表委員から小林委員、使用者代表委員から瀬川委員が指名された（岩手地方最低賃金審議会運営規程第7条1項（議事録署名人の指名））。

（全ての議事を「公開審議」とした。）

（1）令和6年度岩手地方最低賃金審議会運営上の問題点及び課題について

○丸山会長

それでは、議題に入ります。議題（1）「令和6年度岩手地方最低賃金審議会運営上の問題点及び課題について」です。

事務局から議題の趣旨について説明をお願いします。

○事務局

令和6年度岩手地方最低賃金審議会の運営につきましては、第1回の本審において5つの了解事項として確認されており、これに基づいて今年度の審議会を運営してきたところでございます。

了解事項の1つ目、岩手県最低賃金は10月1日発効、特定（産業別）最低賃金は年内発効を目標に審議日程を調整すること。

2つ目、運営小委員会は、必要性が認められたときに設置すること。

3つ目、岩手県最低賃金の参考人意見聴取は、労働者3人、使用者2人

から行うこと。

4つ目、行政機関からの概況説明は、岩手県ふるさと振興部調査統計課から、最近の景況、物価動向及び家計調査、岩手労働局職業安定部職業安定課から、県内の雇用動向及び新規学卒者の初任給の状況について説明を依頼すること。

5つ目、効率化の観点から、資料をスリム化する試みを継続することの5点でございました。

これらのことを踏まえ、令和7年度の審議会運営に資するため、了解事項に係る3項目について、岩手地方最低賃金審議会の御意見を賜りたいと思います。

検討テーマとして、1つ目、実質的な審議時間が十分に確保できていたかについて。

2つ目、審議資料が十分に提供できていたかについて。

3つ目、その他お気づきの点についての検討をお願いしたいのですが、特に事務局から審議日程について補足いたします。

岩手県最低賃金は、10月1日の発効を目標としておりましたところ、審議を尽くすという意味で、10月1日発効にこだわるものではないという意見をいただき、また4回予定されている専門部会について、連続する4日ではなく、間を空けてほしいという意見をいただいたところです。それを踏まえて、丁寧な審議を行っていただくことと審議を尽くすという意味で、全委員が出席できる日、またはできる限り多くの委員が出席できる日を設定し、修正案として提案したという経緯がございます。

以上、御検討をよろしくお願いいたします。

○丸山会長

労働局から、了解事項についての意見を求める旨の依頼がありました。特に具体的な検討テーマとして3点提示されましたので、これらのことについて、岩手地方最低賃金審議会の意見を取りまとめたいと思います。

まず、実質的な審議時間が十分に確保できていたかについてですが、これについて、いかがでしょうか。

先ほど事務局から説明ありましたように、日程については従来よりも後ろ倒しになったということはありませんけれども、丁寧な、あるいは慎重な審議ということで、審議時間そのものに特段問題があったとは感じておりませんが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

(意見等はなかった。)

○丸山会長

それでは、2点目の審議資料が十分に提供できていたかについて、これ

についても全体的な方針としてスリム化ということはあるながら、審議に資する中身で、委員の求めがあれば柔軟に対応するということで運用してきたかと思いますが、審議資料の件、あるいはその他の件も含めて、どうぞ、お気づきの点がある委員の方は御発言をお願いいたします。

○瀬川委員

まず、審議資料の部分に関して、前々からお話をしているのですが、企業の支払能力に関して十分な検討、判断できるデータや資料が十分かなというところにちょっと疑問を感じていまして、これに関してもう少しきちんと判断できるデータ等、エビデンスがつかれないかなと考えているところです。具体的に、これというものはないのですけれども、いずれ国の行っている政労使会議においても、設備投資やDX化の推進による生産性向上などで賃上げ、さらには価格転嫁というところで賃上げを実施するというのが議論され、それが政策にも盛り込まれているわけですが、その数値的な検証が行われていないことについて、国の考えも聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○丸山会長

企業の支払能力に関する十分な判断材料がないのではないかということについて、これは以前から瀬川委員から御指摘があった点かと思いますが、併せて政府の検証、何か結果があるかどうかということですね。事務局でお答えできる部分についてお願いします。

○事務局

事務局では、最低賃金法第9条第2項に基づく審議のため、労働者の生計費、賃金、通常の事業の支払能力に関する公的機関が発行する資料をはじめ、中央最低賃金審議会の資料を提供してございます。委員から求められた資料につきましては、可能な限り対応しております。入手のために費用を要するものについては、対応が難しい場合もありますので、御理解をお願いしたいと思っております。

あと、検証の部分につきましては、できる限り対応してまいりたいと思っております。

○丸山会長

今の時点で、何か政府のほうでこうしているというような情報は無いということですか。

○事務局

8月の答申時において、政府に対する要望事項、岩手県に対する要望事項に捉えておりました。その取りまとめについては、本日、資料を用意してございまして、会議の後半に御説明させていただきたいと思っ

ておりました。それでよろしいでしょうか。

○丸山会長

よろしいですか。

(異議はなかった。)

○丸山会長

また、その説明のときに御発言があればお願いしたいと思います。

それから、資料については、具体的な要望があれば、その都度検討するという事です。但し、予算の絡みがあるので、全てに対応するというのはなかなか難しいですね。具体的に、こういう資料が提示できないかというような御要望が出されれば、その都度検討して出せるものは出すということです。

○瀬川委員

いずれこれは全国的な課題でもあると思いますので、中央最低賃金審議会や各都道府県の地方最賃審議会で、どのようなデータに基づいて議論しているのかということについては、調査検討をしていただきたいと思います。

○丸山会長

他局で何か有用な資料が出て、議論をしているというようなことがあれば、それも参考にしてということですね。

○事務局

少し補足しますけれども、例えば、価格転嫁について、トラックGメンなどは運輸局がやっております。他省庁の案件等もありますので、これらは統計が出次第、審議会に逐次情報提供するように努めていきたいと思っています。

○丸山会長

では、政府の対応については、また後でということで、進めたいと思います。

ほかの委員の方から何か御発言ありますでしょうか。

(他に発言はなかった。)

(2) 令和7年度岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定に係る意向表明について

○丸山会長

それでは、次の議題に入ります。議題(2)「令和7年度岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定に係る意向表明について」です。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

特定（産業別）最低賃金の改正決定につきまして、意向を表明すること及び意向を確認することは、法的手続きによるものではなく、審議会の円滑な運営、年間スケジュールの調整等に鑑み本省通達に基づき実施しているものです。

具体的には、年度末を目途に申出の意向を審議会において労使から確認することになっており、局長に意向表明があったものについては、併せて審議会に報告することになっております。

なお、正式な申出は7月末を目途に提出していただく申出書により行われることになります。

それでは、本日までに、労働者側から意向が表明されておりますので、事務局から報告いたします。

（事務局から、資料No.1、2により意向表明された特定（産業別）最低賃金、適用を受ける使用者数及び労働者数について報告された。）

○丸山会長

ただいまの説明について何か質問等がありますか。

（質問等はなかった。）

○丸山会長

使用者側から特定（産業別）最低賃金の改正決定について、申出の意向があれば表明していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○藤田委員

使用者側からはありません。

○丸山会長

それでは、意向が表明されました岩手県特定（産業別）最低賃金につきまして、申出人となる労働組合から各々、申出理由を中心に意向を確認させていただきたいと思っております。審議時間の都合もございますので、各産業3分程度でお願いします。

最初に、岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業について、お願いします。

○佐々木委員

現状では、鉄鋼関係の状況的には下降気味ではありますが、今までの経過により、若手人材がなかなか確保できないという問題もあります。

また、岩手の基幹産業として中心的な役割を果たしているところもございますので、沿岸地域、または岩手を引っ張っていく産業ということで、特定最低賃金が必要ではないかと考えています。

地域別最低賃金を上回る賃金の設定が必要であるということで意向表明をさせていただきました。

○丸山会長

それでは次に、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業についてお願いします。

○小菅委員

光学機器・レンズ、時計・同部分品製造業の企業の中には、岩手県の某メジャーリーガーがつけている時計ということで、かなり有名になった企業もありますし、岩手県にある会社の名前がどんどん大きくなってきている昨今でございますけれども、会社側の方とのお話ししたところ、今は非常に人材の確保が難しくなっているということです。そして、結構ターゲットを絞ったところの人材が欲しいということでしたので、そういうところを加味して、特定（産業別）最低賃金の優位性の担保ということが非常に大事であると考えます。

あと、以前、菊池委員からお話があったのですが、光学・レンズの産業の状況がなかなか把握できない現状があります。但し、光学・レンズの産業でも、いい会社や大きい会社もありますので、そういうところも網羅しつつ、この業界で働いている人たちの賃金の優位性を担保するために、意向表明をさせていただきました。

○丸山会長

それでは次に、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業についてお願いします。

○小林委員

昨年までは公正競争ケースで申出していたのですが、本年度は労働協約ケースということで意向表明を出しております。

今までの協議の中で、大手企業以外のところからは情報をもらえていないということもありまして、3分の1以上の人員の賛同が得られるということから、労働協約ケースに変更させてもらうということで、準備を進めております。

電機関係の主な産業の中で、岩手県内では半導体産業がこれからもまだまだ伸びてくると思われますが、来月からの新入社員の確保もかなり厳しいという状況のお話も聞いておりますので、優位性をきちんと持てるように進めていきたいと思っております。

○丸山会長

それでは、岩手県百貨店、総合スーパーについてお願いします。

○山田委員

皆さん御存じのとおり、今年の春の賃上げの結果も流通関係の正社員についてはおおむね昨年並み、正社員以外や時間給の方については昨年以上

ということで、今の段階で様々な集計があると思うのですが、私が出身のU Aゼンセンでは7%というような状況になってきています。

背景としては、人手不足があるとは思いますが、百貨店、総合スーパーの関係でも、賃金の引上げが行われていきますので、そういう意味では公正競争を担保するということも踏まえて、非常に必要な部分だと思い、今回についてはまた表明をさせていただきました。労働協約ケースということでもありますので、ぜひ、審議をしていただきたいと思います。

○丸山会長

それでは最後に、岩手県自動車小売業についてお願いします。

○藤本委員

それぞれの産業もそうですけれども、まずは全般的に人手不足ということがございますし、自動車関連の賃上げについては、ほぼ満額で、初任給も上げていく流れがあるというところがございます。

広い県土の岩手でございますから、自動車社会であることからすると、地域の働く自動車小売や整備のスタッフも含めて、大変重要な位置付と認識しておりますので、本年度においても申出の意向を表明しました。

○丸山会長

労働者側から意向表明がありまして、この場で意向を確認させていただいたわけですが、ただいまの意向表明等について、質問、意見等があれば御発言をお願いします。

(発言はなかった。)

(3) 令和7年度岩手地方最低賃金審議会の運営について

○丸山会長

それでは、令和7年度岩手地方最低賃金審議会の運営についてですが、その1つ目、令和7年度の実地視察について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

平成29年度から実施している地方最低賃金審議会委員による実地視察につきましては、本省も求めているところであり、新型コロナウイルス感染症の関係で中止と判断した令和2年度及び令和3年度を除き、毎年度実施してきたところです。

実地視察の実施時期、対象地域、対象業種につきまして、令和6年11月22日に開催した第6回本審において、委員の皆様から様々な意見をいただきました。

まずは、実施するべきであるというような御意見だったろうと思います。そして、大企業と中小企業の比較、内陸と県北・沿岸との比較、また特定

の業種についての御意見、また労働組合が組織されている事業所、パートタイム労働者を多く雇用している事業所、女性の地位向上の観点から雇用形態による格差について、遠隔地の場合はリモートにより実施など、このような意見をいただいております。ある程度絞り込んだ形で御提案をした上で、御検討いただきたいと考えておりますので、事務局から御提案させていただきたいと思っております。

まず、実施時期につきましては6月を考えております。対象地域は沿岸、対象業種は特定（産業別）最低賃金を除く製造業と考えております。

実施時期につきましては、例年どおり岩手県最低賃金の審議が本格化する前の時期としております。

沿岸を対象とした理由につきましては、直近の令和6年度に盛岡市内の事業所の実地視察を行いましたので、翌年である令和7年度に沿岸地域とすることで、比較対照ができるのではないかと見込んだところです。

また、岩手県内の地域間格差も存在するという御意見もございますので、視察により御確認いただくということを考えております。

併せて、もう一つの提案となりますが、実地視察を管轄するハローワークを訪問し、その地域の雇用情勢、求人の情報、特に求人の最低時給額、最高時給額や求人数など最新の情報を聞いた上で事業所の視察を行うことで、より深い内容となるものと思われれます。

但し、ハローワークを訪れる場合には、時間の都合で実地視察事業所は1か所となります。実地視察事業所を2か所確保するべきであるということであれば、ハローワークには寄らずに視察を行うということになると思います。

また、対象業種は、岩手県最低賃金の審議のための視察であるため、岩手県最低賃金が適用となる業種が望ましいと思いますので、特定（産業別）最低賃金対象業種以外の業種、その中でも価格転嫁やサプライチェーンについても関係する製造業を対象としたいと考えております。沿岸部特有の製造業の中には、パートタイム労働者が多く在籍する業種、事業所もあります。また、パートタイム労働者の中には女性が占める割合が多い業種、事業所もあると思われれます。いただいた御意見全てを満たす内容は難しいと思われれますが、なるべく多くの御意見を取り入れた形での実地視察として、岩手県最低賃金の審議に生かしていただきたいと考えております。

なお、最終的な実施の判断は、来年度の第1回本審で決定していただくことを考えております。

○丸山会長

事務局から、来年度の実地視察の実施について説明がありました。

このことについて、岩手地方最低賃金審議会の方針を協議したいと思います。

意見等のある委員は、御発言をお願いします。

時期については、よろしいですね。

それから、対象地域について、今回は沿岸ということ、業種は特定（産業別）最低賃金を除く製造業ということですが、いかがでしょうか。おおむねこれでよろしいでしょうか。

（異議はなかった。）

○丸山会長

それでは、さらに具体的な御要望、それからハローワークの訪問と一緒にどうかということであります。事務局も、ある程度具体的に要望が出れば、それに応じて検討するということになると思いますので、御意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○瀬川委員

別にハローワークの訪問に行くことについて、特にどうこうというわけではないのですけれども、その地域の経済情勢や雇用情勢を総合的にいろいろお話を伺うということであれば、ハローワークだけではなくて、例えば県の出先機関や市町村の産業振興施策を担当している部署も一緒に御説明いただくみたいなことも検討されてはと思いますが、いかがでしょうか。

○丸山会長

具体的な提案ですので、いかがでしょうか。

事務局からお願いします。

○事務局

貴重な御意見をいただいたと考えております。検討してまいりたいと思います。

○丸山会長

ほかにいかがでしょうか。

○山田委員

ハローワークを訪問する場合は、事業所の訪問は1つという話もあったのですが、そこを何とかぜひ2つでお願いしたいと思います。というのも、1か所だと、なかなか比較できないし、地域という部分も分かりにくいと思いましたので、ハローワークへ行くのを否定しているわけではないのですが、検討いただければと思います。

○丸山会長

できればハローワークへ行った場合でも、2か所ぐらいの事業所には行

きたいということですね。

○近藤委員

私も2か所ということに同意させていただきたいと思います。特にハローワークの内容というのは、瀬川委員もおっしゃられたように、こちらに呼ぶことも可能だと思いますし、実地調査は実地しかできないことですので、できれば多く行ったほうがいいと私も考えております。

○丸山会長

ハローワークの方なら、こちらに呼べるのではないかということを含めて、いかがでしょうか。

○事務局

貴重な意見ありがとうございます。

それでは2か所の事業所を訪問するということで、検討を進めてよろしいでしょうか。確認させてください。

○丸山会長

よろしいですか。

(異議はなかった。)

○丸山会長

複数の委員から意見がありましたので、少し大変かとは思いますが、よろしく御検討をお願いいたします。

続きまして、令和7年度の審議日程について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

令和7年度の審議日程案につきましては、資料No.3となります。資料No.4が効力発生予定日一覧となっております。資料No.3の一番右側が令和7年度の開催計画案となっております。左に進みますと6年度、一番左側が令和5年度になってございます。令和6年度の日程が少し例年と違っておりますので、5年度も参考になるかと思ひまして、日にちだけ掲載してございます。令和7年度が右側の部分になります。

丁寧な審議を行うことと審議を尽くすという意味で、10月1日発効にこだわることなく、また、社会的情勢の影響を受け、中央最低賃金審議会の目安答申が遅くなることを想定し、余裕を持たせた形で審議日程を組みますと、お示ししたようなスケジュールとなります。この日程ですと、8月20日に答申をいただき、発効日は10月17日となります。

この審議日程案につきましては、来年度の第1回本審で承認していただくことになります。随時、委員の皆様の御都合を確認し、日程の再調整を行ってまいりたいと思っております。

こちらの案を御覧いただきまして、岩手地方最低賃金審議会の御意見を賜りたいと考えております。

○丸山会長

事務局から意見を求める旨の依頼がありましたので、意見を取りまとめたいと思います。

最終的な決定については、これから委員の皆様の御都合等も勘案してということですが、取りあえずこういう方向で予定をしたいということかと思ひます。どうぞ、御意見あるいは御要望等ある委員の方は御発言をお願いしします

○山田委員

この資料№.3で、9月以降は、特定（産業別）最低賃金の専門部会のスケジュールだと思うのですが、この状況だと既に百貨店、総合スーパーの部会は予定していませんよという、事務局側としてはそういう意味なのかということになりますので、今の段階ではぜひ入れていただくか、他を全部外していただくかにしていただきたいと思ひます。

○丸山会長

事務局、お願いします。

○事務局

承りました。第1回の本審で提案させていただく場合には、全て記入した形で提案させていただきます。

○丸山会長

確かにそうですね。どこを対象とするかまだ決まっていないのでということですね。

ほかの点でいかがでしょうか。

○事務局

少し説明が足りなかったと思ひまして、もう少し説明させていただきたいと思ひます。

令和7年度の開催計画を御覧いただきまして、青緑のところの本審ということで、第1回、6月6日を予定しております。そして、中賃で目安の検討が始まったところで、7月4日に第2回の本審で岩手県最低賃金の諮問を行う予定です。そして、中賃の目安が出てくるのが8月上旬と見込んでおりまして、8月6日を第3回本審として、ここで目安を伝達させていただきます。

そこから岩手県最低賃金の専門部会が始まりまして、日を空けずに8月7日、8月8日、そしてお盆休みがありますので少し空けまして8月18日に第3回、19日に第4回、そして日を空けずに8月20日に第4回本

審で答申をいただくという計画を提案させていただいております。

専門部会の日程のところを御覧いただきまして、8月8日金曜日から、第3回の8月18日月曜日、日にちが空いておりますが、こちらは暦を見ていただくとお盆休みの期間1週間空けたということになりますが、休みの期間を空けたというだけで、検討時間がないという御意見もあるかもしれません。その場合には、またこちらのほうで御意見をいただきまして、再調整をしていくというようなことも考えてございますし、また8月18日、19日と、第3回、第4回と続けてございますけれども、ここももし検討時間が必要ということであれば、1日空けるとか、そのようなことも御意見があれば、再度細かい調整はしてまいりたいと思っております。

○丸山会長

補足の説明をしていただきました。今の点も含めて、今日の時点で何かあれば御発言をお願いします。

○近藤委員

NHKの報道や「クローズアップ現代」を見てみると、後出しじゃんけんで秋田が負けましたみたいな言われ方をしていまして、そこはやっぱり懸念したいと思っております。丸山委員が最後の総括で、今年度出されたように、基本的には3要素にのっとって真摯に審議した結果であるという面が、どうも正しく伝わっていないのではないかという気がしますので、日程調整においても懸念をしていただきたいと思います。

もし、そのように捉えられかねない場合は、労働局から、そうではないのだという旨をマスコミの関係者の方々に対しても、ぜひ説明を尽くしていただきたいというのが私からの要望となります。よろしくお願いいたします。

○事務局

昨年度も日程につきましては、報道機関から多数問合せがございまして、事務局といたしましても、日程調整の結果ですという説明を繰り返し行いました。

令和7年度においても、日程調整の結果こうなったのだというようなことだと思われますので、事情によって、いろいろな事情があると思いますが、事務局としては適切な対応をしてまいりたいと思っております。

○丸山会長

私も繰り返し説明しましたが、なかなかそのようには受け取っていただけなかったようです。

他に御発言はありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、あとは委員の皆様から意見等が出れば、柔軟に対応するとい

うことで行きたいと思います。

(4) その他

○丸山会長

それでは、次の議題に入ります。議題（４）「その他」です。

事務局に何か用意している議題はありますか。

○事務局

最低賃金に関する要請についてです。

前回の審議会以降、最低賃金に関する要請書が３通提出されておりますので、御報告いたします。

（要請書の要旨が読み上げられた。）

続きまして、８月の答申時の政府要望等に関する取りまとめについて、御説明させていただきます。令和６年度の岩手県最低賃金の答申において、中小企業、小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するとともに、一層支援メニューの拡充、新たな支援策を講ずることというように政府に対する要望事項及び岩手県に対する要望事項が答申文に盛り込まれましたので、当局から本省に対しては審議状況報告とともに本省に伝え、また岩手県に対しては、別途要望しております。当局に対して本省から回答があったわけではございませんが、把握している範囲で御説明したいと思います。

資料№.９を御覧ください。令和６年度岩手県最低賃金改正決定（答申）政府要望等に対する取組となっております。３月１９日までに当局で把握している事項となっており、青文字の部分が答申文に盛り込んだ内容となっております。

まず、１つ目といたしましては、生産性向上の支援として、特に業務改善助成金の拡充を図ることというような内容となっております。業務改善助成金につきましては、令和６年１２月に業務完了期限の延長が行われております。また、交付申請期限延長も行われております。

厚生労働省においては、厚生労働省と中小企業庁の最新の支援施策をピックアップしたリーフレットを作成し、都道府県労働局から各団体等への周知を行っております。令和７年度予算においては、業務改善助成金の拡充、働き方改革推進支援助成金の拡充、人材開発支援助成金の拡充、人材確保等支援助成金の拡充が見込まれております。

岩手労働局としては、令和６年９月、原材料高騰、エネルギー価格上昇など経済的環境の変化等外的要因により特に状況が厳しいと思われる業種の約９００事業主に対して業務改善助成金・キャリアアップ助成金のリ

ーフレットを直接送付し、業務改善助成金及びキャリアアップ助成金について周知を行いました。

また、岩手県と岩手労働局の最新の支援策を一覧にした「岩手県・岩手労働局における事業主に対する支援策について」を作成し、各団体等への周知を行っております。他省庁の動きといたしましては、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業～よろず支援拠点の周知が行われております。

2つ目、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、設備投資に関する税制、もしくは省力化投資の補助金等による支援の強化という部分につきましては、経済産業省において賃上げ促進税制の拡充及び延長、措置期間の延長、控除率の上乗せ、そして中小企業は賃上げを実施した年度に控除し切れなかった金額の5年間の繰越しが可能となっております。

3つ目、価格転嫁対策につきまして、公正取引委員会においては法律の厳正な執行ということで下請代金法、下請振興法、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の厳正な執行を行っている、下請Gメン・知財Gメンによるヒアリング、下請かけこみ寺による相談対応などにより実態把握を行っている、また、業界への働きかけを行っている業種別ガイドラインや自主行動計画、取引交渉促進月間（3月、9月）を設け、また、パートナーシップ構築宣言というような形で業界への働きかけを行っている、また、好事例の公表もしているということでございます。

そして、労働基準監督機関においては、1月から3月までの「集中取組期間」に監督指導を実施しており、その際、賃金引上げや転嫁対策関連の施策の紹介をしております。また、公正取引委員会、中小企業庁及び国土交通省への通報制度の運用が行われています。

4つ目、賃金引上げに起因する就業調整の減員となる税控除や社会保険料制度の見直しの検討ということでございます。こちら、いわゆる年収の壁については現在審議中となっております。厚生労働省においてはキャリアアップ助成金の拡充が見込まれております。

そして、岩手県に対しての要望ということで、県としても地域の実情に考慮した支援策の拡充・強化をするとともに、各種助成金申請に要する経費の支援など、賃上げ環境を整備する新たな助成制度の創設を図ることという要望事項を書かせていただいておりますが、令和6年9月30日付要請文により、岩手労働局長から岩手県知事に対して要請を行っております。

令和6年12月23日、岩手県臨時議会において、物価高騰対策賃上げ支援金の採択が行われ、令和7年2月20日から申請受付となっております。

以上、これまでに把握できる範囲で取りまとめた内容となっております。

○丸山会長

それでは、ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等がある委員の方は御発言をお願いします。

○瀬川委員

資料No.9ですが、いろいろ情報提供も含めて少しお話ししたいのは、その答申に対して申し入れたことをきちんと検証していくということが非常に大事なことだと思っています。ですので、例えば中小企業に対する支援制度についても、昨年の12月の補正予算でついた予算も、まだ緒に就いたばかりということで、ものづくり補助金をはじめ、省力化投資補助についても、やっと動き出したという段階で、まだまだ中小企業に対して、それらの支援が行き渡っているという状況にはまだなっていないのです。今、公募を開始したとか、公募をこれから開始するという段階なので、ここはきちんと押さえていく必要があるだろうと思います。

価格転嫁に関しては、昨年11月に公正取引委員会の事務総長とも懇談させていただいたのですが、まだまだ不十分で、下請法の改正についても、まだどうなるか見えない状況ですし、いずれ価格転嫁に関しては、正直言うと大手企業もそれほど積極的ではないというか、経団連等の発言を聞いても、中小企業と立場がちょっと違うのかなという感覚も持っていて、まだ十分に価格転嫁を進めるという取組は必要だと思います。

それから、県に対する要請に関しては、岩手県が全国トップで補正予算を組んで、いち早く動いてくれたという点で、非常によくやってくれたなという感覚を持っています。私は中央会で1月早々に緊急のアンケート調査をやったのですが、大体1,000弱の回答の中で、6割程度が県の動きに対して評価するし、支援制度に対しても評価が高い結果となっています。このような動きについては引き続き調査、検証していく必要があると思います。

○丸山会長

これから具体的にどれぐらい成果が出たとか、さらなる改善があったというような情報については、今後、分かり次第、事務局からお知らせするということでよろしいでしょうか。

○事務局

本日までの分かっている内容ということになりますので、今後、また新たに確認できるものがあれば、追加で御報告してまいりたいと思っています。

○丸山会長

ほかにいかがでしょうか。

○近藤委員

頂いた経済産業省の資料の中に、東北経済産業局の11ページにサプライチェーンの各段階における価格転嫁の状況という参考資料があるのですけれども、これは非常に有益だと思っております、特に本県の場合は、誘致企業を中心に工場をたくさん誘致して、その下請企業が地元企業であることが多くて、1次サプライヤーの自動車産業においては、ほとんどがデンソーなどの誘致企業であって、2次、3次下請はほとんど地場企業であるということを考えると、これはかなり厳しい状況にあるのではないかと推測されるということがありますので、ぜひ、今度、状況の確認の際には、本県におけるこの数字がもし出れば頂きたいと思います。そうすれば、審議の参考資料になると思いますので、ぜひ、関係省庁に御要望いただければと考えます。

○丸山会長

これも具体的な要望ですので、岩手県の状況が分かればお願いしたいということです。

○事務局

可能な限り対応してまいります。

○丸山会長

ほかに皆様から何かございますか。

○瀬川委員

令和6年度の地方最低賃金審議会について、私なりにいろいろ疑問があつて、お伺いしたいところなので、少し質問します。

各都道府県の最低賃金審議会において、政府与党のいろいろな介入や、地方においても行政のトップの介入、あるいは示唆が結構あつたわけで、徳島のような例も初めて出ましたけれども、そのような全国の地方最低賃金審議会の委員をやっている方々との会議があつて、情報交換しているのですけれども、いずれ手探りかなと思います。

今後、さらにそういう地方政治とか地方行政が、この審議会に介入をしてくるというような場合に、一体我々委員は、どう対応したらいいだろうかと思います。その辺について、労働局のお考え、例えば徳島のように知事が審議会に出てくるとか、そういうことがあつた場合にどういう対応をされるのかということを少し聞きたいと思います。

○丸山会長

事務局、何か回答できることがあればお願いしたいと思います。

○事務局

政治的なお話になるかと思いますが、私、栗村からお話しします。

今回、徳島では、確かに後藤田知事がだいぶ干渉されたというお話になっていますけれども、それは徳島の状況を伺っている限りにおいては、そのような意見で、審議会場で発言をいただいたというように承っております。それを基に、徳島の審議会の各委員が真摯に議論いただきまして、あくまでも最低賃金法に基づく3要素を基に出た結果と承っております。

現在の最低賃金法という法律、この中での審議会という法律の施行事務を我々がつかさどっているわけで、あくまで本趣旨に基づいた形で、しっかりと事務局として運営して参りたいと思います。

また、当然そのような介入というよりか、お話があった場合には、それはそのような意見を聞く場としてしっかり設けながら、それを参照にしながら、法律に基づいた運営、審議というものに心がけていきたいと思っていますので、御理解のほどよろしくお願いします。

○瀬川委員

この件については、地方労働審議会でも私が発言して、そもそも最賃制度自体がもう時代に合っていないのではないかと、制度そのものの見直しが必要ではないかとお話をさせていただきまして、それに対して、公益側の先生方からも賛同するような御意見もいただいたところでありますが、いずれそういう政治的介入といいますか、そういうものにどう対応していくのか、審議会全体に対する示唆もあるでしょうし、委員個々に対しての様々なプレッシャーといいますか、圧力みたいなこともないとも限らないわけで、いずれこの制度そのものに対して、本当にこれが今のセーフティネットとしての法制度と、それから経済施策としての最賃施策の活用みたいな、そういうねじ曲がった状態をいつまで続けるのだろうかと思います。

NHKの「クローズアップ現代」にも、先ほど話も出ていましたが、何回も私が天井を見上げる絵がずっと映っているのですけれども、「はあ」と思いながら見ているのですが、いずれA B Cというランク分け、これは中央が作ったいわゆる格差ですよね。その格差に対して、A、Bがそれほど地方最賃の目安額に近い数字で上がっていったら、経済的に低いところのCランクの県が最下位にならないがための金額の上積みをする、それを地方の中小企業の経営者がかぶるということが本当にあっていいのかと深く、痛く考えるところがあります。

ぜひ、来年度の審議会の冒頭で、その辺をもう一回、来年度の委員の皆さんや次期会長にもいろいろお話を伺いたいと思いながら、今年度終わりたいと思います。

○丸山会長

特に回答は求めないでよろしいですね。

○瀬川委員

はい。

○丸山会長

ほかの委員の方、何かありましたらお願いします。

○佐々木委員

確認ですが、資料No.2、令和6年度の特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数について、これは令和6年でよろしいですか。

令和7年、そろそろ発表されるものと捉えるのか、昨年のもをそのまま出したのかというのを確認したいと思います。

○事務局

6年度調査の最新のものという意味ですので、この数字ということになります。

○佐々木委員

そうすれば、4月1日には令和7年度のもが発表されるということで捉えていればいいというところよろしいですか。

○事務局

いいえ、最低賃金決定要覧の7年度版には、この数字が載る、6年度調査の分が載るということになりますので、この数字が最新のものということになります。

補足しますと、令和6年6月の調査結果がこちらということです。それに基づいて出た適用労働者数、使用者数となっておりまして、例年この時期に公表させていただいて、4月1日付で各団体に送付している内容がこちらになります。それを少し早めに、今回提供させていただいたということになります。

○佐々木委員

発表は令和7年度ということではなく、6年度調査の分ですということですね。

○事務局

はい、そうです。

○佐々木委員

分かりました。

○丸山会長

他にいかがでしょうか。

○菊池委員

先ほど使用者側委員の話は瀬川委員がお話しして、私も同意見でありまして、私は商工会議所の人間として、日本商工会議所の立場を少しだけお話しします。

政労使会議は、日商の小林会頭も出席しておりまして、様々意見を申し上げていました。防衛的賃上げの話ですとか、様々な賃上げが続くと、いろいろ影響が出ますよ、政府の方針は少し急ぎ過ぎではないですかというような話とか、現場の声というのも政労使会議でも説明していただきました。瀬川委員が言ったように、日商のほうでも、制度疲労を起こしているのではないかという認識を持っておりまして、来年度はそれに対する解消も取り組みたいということが、日本商工会議所の立場でありまして、4月4日、第1回の会議が行われる予定です。

中央最低賃金審議会の委員が議長をやって、我々みたいな地方で最低賃金審議会の委員をやっているのが30人ほどいるのですが、そこで来年度の方向を決めることとしておりまして、いよいよこれは厚生労働省に直接しゃべる話なのですが、いよいよ最低賃金制度を変えなければならないのではないかというようなお話を商工会議所としては申し上げるというふうに考えておりました。

但し、ここから先は私の個人的な意見ですけれども、参議院選挙、今の総理大臣がいつまで総理大臣をやっているかも分からないので、少し不透明なのですが、なかなかそう簡単にはいかないと思います。賃金を上げて好循環というのは分かるのだけれども、例えば7%の賃上げというのは、大きな企業で組織率のいいところの労働者はオーケーで、それが中小企業に、地方に波及するというのはなかなか難しく、実は全然波及していないという実態をもう少し厚生労働省には詳しく申し上げたいというのが来年度の取組であります。御紹介です。

○丸山会長

情報提供をありがとうございました。

他に何かありますか。

何もなければ、これで議事を終了します。